

令和7年度
放課後児童教室
利用のご案内



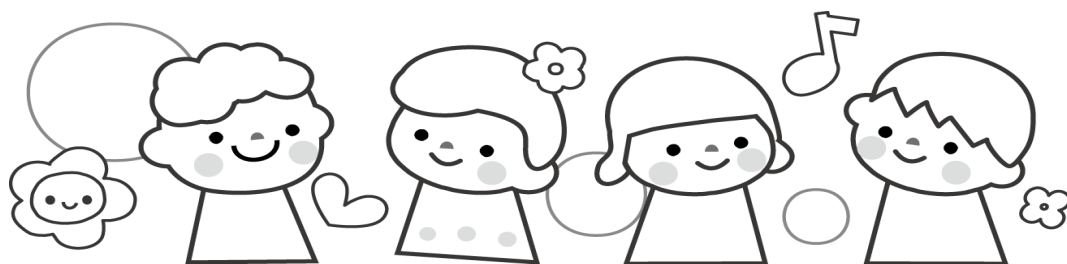
塩尻市こども教育部学校教育課

目 次



ページ

1	『放課後児童教室』とは	1
2	『放課後児童教室』の概要	1
3	『放課後児童教室』利用の要件及び申込みに必要な書類	2
4	申込みについて	3
5	利用形態や就労状況等の変更の届出について	6
6	緊急利用について	6
7	退所について	6
8	児童の帰宅について	7
9	欠席について	7
10	お弁当・おやつについて	7
11	感染症・薬の投与について	8
12	自然災害・集団感染症時などの対応について	8
13	急病時等の対応について	8
14	児童館・児童クラブ・放課後児童教室一覧	9
15	児童館について	10
16	児童館の案内図	11



1 『放課後児童教室』とは

楷川小中学校に通われている1年生から6年生までのバス待ち児童と、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童など、いずれかの利用要件に該当するご家庭の児童を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活を通して、健全育成を図ることを目的としている事業です。

2 『放課後児童教室』の概要

項目	放課後児童教室
利用時間	○平日：下校後から午後6時30分まで ○学校休業日：午前8時から午後6時30分まで ※学校休業日とは、夏休み等長期休業、学校行事振替休業日等の学校全体の休業日のことであり、 <u>学年別計画休業は、学校休業日扱いとはしません。</u>
休業日	○土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ○令和8年3月30日、31日（新年度準備のため） ○その他必要があると認めた日
利用料	無料
活動内容	放課後児童支援員（有資格者）と補助指導員が主に次のような活動を行います。 ○基本的な生活習慣を身につける活動 ○異年齢集団での社会性、創造性を培う様々な遊びや活動 ○製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動 ○自主学習の習慣づけとサポート ○その他児童の健全育成上必要な活動



放課後児童教室の生活

平日の生活は、おおむね次のとおりです。

下校後、放課後児童教室へ → 自主学習等 → 自由遊び・集団遊び等 → 帰宅

放課後児童教室は、年齢が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場です。それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにするように援助していき、子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにしていきます。

※放課後児童教室での集団生活が困難な場合は、利用について相談させていただきます。

3 『放課後児童教室』 利用の要件 及び 申込みに必要な書類

保護者が次のいずれかの利用要件に該当する場合は、必要書類を揃えて申込みしてください。バス待ち児童（平日のみ利用可能）の場合、必要書類はありません。

要件	内容	必要書類（赤枠は塩尻市の様式）
就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること ※利用区分が通年利用の場合、就業時間が午後2時～7時の時間にかかること ※労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません ※雇用期間を更新された場合、最新の就労証明書を速やかに提出してください	就労証明書 （就労証明書は申込日から3か月以内に発行されたものが有効です） ※就労証明書の証明者が本人または親族である場合、以下の書類のうち、いずれか1点の写しを添付 ①最新の確定申告書（第一・二表） ②最新の源泉徴収票
疾病 ・ 障がい	「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること	① 障がいがある方 ・障害者手帳の写し ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方 ・介護保険被保険者証の写し ③ ①②に該当しない方 ・保育ができないことに関する 医師の診断書
介護 ・ 看護	一か月あたり64時間以上、同居親族の介護または看護をしていること	① 次のいずれか1点 ・障害者手帳1・2級（療育手帳はA1・A2）の写し ・介護保険被保険者証（要介護度3以上）の写し ・ 医師の診断書 ② 介護・看護申立書 申立書の内容次第では要件として認められない場合があります ※①、②両方必須
出産	出産予定であること ※出産月とその前後1か月ずつを合わせて3か月	母子健康手帳の写し （保護者の氏名と出産予定日を確認できる箇所）
就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学していること ※1か月あたり64時間以上	① 在学証明書 ② カリキュラム（日数及び時間が分かるもの） ※①、②両方必須
その他	上記に準ずる場合として、市長が特に必要と認めた場合	学校教育課へご相談ください

※放課後児童教室でいう「保護者」とは、児童の父母です。

※同居している祖父母等は利用要件の対象ではありませんが、家庭で保育が可能な場合は、ご協力ください。

※利用申請書等の記載に偽りがある場合は、利用を許可できません。



4 申込みについて

令和7年度の新規利用を希望する場合は、申込みが必要です。

また、令和6年度中に利用していて引き続き利用（継続利用）を希望する場合も、改めて申込みが必要です。

(1) 令和7年4月からの利用を希望される家庭

① 申込期間

令和6年11月1日（金）～11月30日（土）

※電子申請にて申込みをしてください。



② 施設見学

新規利用申請者で希望される方は、放課後児童教室へ直接電話で問い合わせのうえ、日程調整をし、お子さんと一緒に見学に行ってください。

③ 利用申込みの流れ

11月

利用申込み

●期間：11月1日（金）～11月30日（土）
スマートフォン・パソコンでの電子申請



12月

申込み内容の審査

申込み内容に不備（添付書類の不足など）があった場合は、修正してください。
●修正期限：12月4日（水）



1月

施設見学

2月

【新規利用希望者】

放課後児童教室へ電話で問い合わせのうえ、お子さんと一緒に見学に行ってください。



3月

利用許可の通知

3月頃に「利用許可通知書」を郵送します。放課後児童教室からのお便り等が同封されています。事前準備が必要なものもありますので、確認をしてください。

④ 利用の申込み方法について ※別紙「電子申請手順書」を参照

次の表及び別紙「電子申請手順書」を参考に、スマートフォンまたはインターネットに接続できるパソコンから申込みをしてください。申込期間は11月1日（金）～11月30日（土）です。11月30日（土）午後11時59分までに申請を完了してください。

ア ながの電子申請サービスへのアクセス

スマートフォンの場合は、右のQRコードを読み取り、「ながの電子申請サービス」へアクセスしてください。パソコンの場合は、「塩尻市公式ホームページ」へアクセスし、電子申請を選択してください。

(QRコード)



イ 利用者登録 ※昨年度、または保育園の入園申込み等で登録している場合は不要です。

申込みには利用者登録が必要です。設定したメールアドレス（利用者ID）に利用者登録専用URLが記載されたメールが届きますので、利用者登録を行ってください。

※迷惑メール防止機能でメールが届かない場合がありますので、次のアドレスからメールを受信できるように設定をお願いします。詳細は携帯電話会社等にお問合せください。

（ながの電子申請サービスアドレス） city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp

ウ 申込み内容の入力

上記【イ】で設定した「利用者ID」と「パスワード」を入力し、申請画面から必要な項目を入力してください。

※2ページの「必要書類」は、スマートフォン等で撮影した画像データを添付してください。

※継続児童の場合も「必要書類」の添付が必要です。

エ 申請仮受付完了メールの受信

申請が完了すると、登録されたメールアドレスに申請仮受付完了メールが届きます。整理番号、パスワードが記載されていますので、必ず保存してください。（入力内容の確認や修正の際に必要となります。）

オ 申込み内容の審査

申込み内容に不備があった場合、学校教育課から修正依頼メールが届きます。メールに書かれた修正事項を確認のうえ、修正手続きをしてください。

※12月4日（水）までに修正を完了してください。

カ 申請完了メールの受信

【オ】の審査で不備がなかった場合は、申請完了通知メールが届きます。また、【オ】で修正依頼メールが届いた場合は、修正が完了すると申請完了メールが届きます。

※スマートフォンやパソコンをお持ちでなく、電子申請ができない方は、学校教育課学校運営係（☎0263-52-0280 内線3116・3117）までご連絡ください。

注意事項

- (1) きょうだいで申込みする場合でも、それぞれの児童で申込みが必要となります。就労証明書等の利用の要件を証明する書類については、それぞれの申込みに添付してください。
- (2) 令和7年度保育園の入園申込みと同時期に放課後児童教室の申込みをする場合、利用の要件を証明する書類は、入園申込み時に使用したものを添付していただくことができます。就労証明書については、保護者記載欄に放課後児童教室名、児童氏名を記載し添付してください。

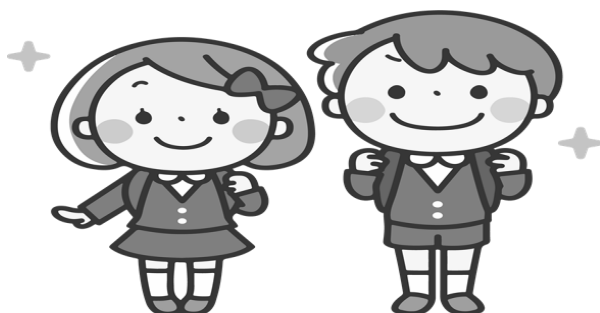
(2) 令和7年5月以降、利用を希望される家庭

① 申込期間

放課後児童教室の「利用許可申請書」に、利用の要件を証明する書類を添付して、利用開始を希望する前月の15日までに、電子申請してください。

② 見学期間

新規利用申請者で希望する方は、放課後児童教室へ連絡のうえ日程調整をし、お子さんと一緒に見学に行ってください。



5 利用形態や就労状況等の変更の届出について

利用内容や勤務先などの変更がある場合は、**変更希望月の前月の15日までに、利用許可変更申請を、電子申請してください。**

放課後児童教室を利用する児童の保護者が勤務先を変えられた場合は、変更申請と合わせて再度 **就労証明書** の提出が必要です。**雇用期間や有効期限を更新した際も、再度、電子申請してください。**

6 緊急利用について

放課後児童教室に登録していなくても、急な都合（冠婚葬祭等）により利用を希望する場合は、月4回程度利用することができます。

利用する場合は、直接、放課後児童教室へ電話で申込みをしてください。



7 退所について

退所を希望する場合は、**退所希望月の15日までに退所届を電子申請してください。**

放課後児童教室は、利用期間中であっても利用要件に該当しなくなった場合は、退所となります。

利用解除について

次のいずれかに該当する場合には、退所届の提出がなくても、利用を解除し、退所いただく場合があります。

- ① 『放課後児童教室』利用児童の家庭が利用要件に該当しなくなった場合。
- ② 無断欠席が続いた場合。
- ③ 児童の暴力行為や施設、設備、備品等の破壊行為、他の児童への頻繁な危険行為や迷惑行為など、集団生活に適さないと認められた場合。
- ④ 放課後児童教室の管理運営上、支障があると認められた場合。
- ⑤ 保護者が、放課後児童教室の運営上順守すべき事項について警告を受けても守らない場合。
- ⑥ その他、学校教育課が特に必要があると認めた場合。

8 児童の帰宅について

- ① 児童が帰宅するときは、原則、保護者のお迎えをお願いします。
- ② お迎えの時には、必ず放課後児童教室内までおいでいただき、職員に声をかけてください。
- ③ 保護者以外の方がお迎えの場合は、事故防止のため代理の方の名前や関係等を事前に放課後児童教室へ連絡してください。
- ④ 利用するにあたり、原則、中抜けは禁止いたします。



9 欠席について

児童が欠席する場合は、必ず電話でご連絡ください。

電話番号等は **9ページ**の一覧表をご覧ください。

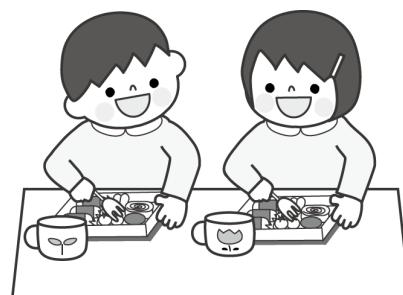
10 お弁当・おやつについて

長期休み等の学校休業日、学校給食のない日に利用する場合は、お弁当を持参してください。

また、学校休業日の利用の場合、午後3時頃におやつを食べます。

おやつは、各家庭で用意していただきますので、当日の分をその日に持参してください。

夏場の傷みを防ぐために、時季により保冷剤を入れるなど、各自対策をお願いします。（※冷蔵庫で保管はしません。）



11 感染症・薬の投与について

- ① 学校感染症に定められている感染症（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）については、他の児童への感染防止のため、学校に登校できるようになるまで利用できません。
- ② お子さんが発熱や体調が悪いときなどは放課後児童教室をお休みしてください。
- ③ 職員によるお子さんへの薬の投与は、行いません。



12 自然災害・集団感染症時などの対応について

- ① 台風・地震・豪雪等の自然災害により、朝から学校が休校となった場合は、放課後児童教室も休みとなります。
- ② 台風・地震・豪雪等の自然災害により檜川保健福祉センターが避難所として開設された場合、放課後児童教室は休みとなります。
- ③ 集団感染症などで学級閉鎖となった場合、学級閉鎖になったクラスのお子さんは、その間、利用できません。また、休校となった場合は、放課後児童教室も休みとなります。

※学級閉鎖の期間が金曜日までの場合は、登校許可となる翌週の月曜日から利用できます。

13 急病時等の対応について

利用中のけがや急病等の対応は次のとおりです。

けが	利用中に負ったけがを負った場合は、保護者に連絡し、けがの状態により、病院へ行っていただくこともあります。
病気	病気の場合は、利用できません。 発熱・病気を発症した場合、または、健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡をいたしますので、児童のお迎えをお願いします。



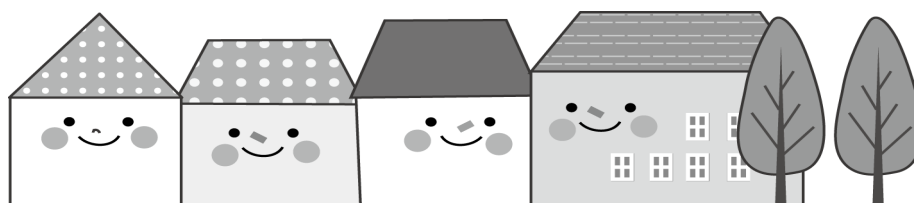
※学校で体調不良になった場合は、放課後児童教室ではお預かりできません。学校へのお迎えと家庭での保育をお願いいたします。

児童安全共済制度について

放課後児童教室を利用する児童を対象に、放課後児童教室では「児童安全共済制度（傷害保険）」に加入しています。児童の事故やけが等に対して補償をします。災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）等とは別の保険になります。

14 児童館・児童クラブ・放課後児童教室一覧

施設名	電話番号	住所・メールアドレス	通学区分
塩尻児童館 (塩尻児童クラブ)	(0263) 54-7810	〒399-0703 広丘高出2073番地5 shiojidou@city.shiojiri.lg.jp	桔梗小学校
広丘児童館 (広丘児童クラブ)	(0263) 53-2500	〒399-0706 広丘原新田291番地2 hirojidou@city.shiojiri.lg.jp	広丘小学校
吉田児童館 (吉田東児童クラブ)	(0263) 86-2942	〒399-0701 広丘吉田1568番地3 yoshijidou@city.shiojiri.lg.jp	吉田小学校
吉田児童館分館 (吉田西児童クラブ)	(0263) 85-7811	〒399-0701 広丘吉田3037番地 yoshijidou-bun@city.shiojiri.lg.jp	
塩尻東児童館 (塩尻東児童クラブ)	(0263) 53-5083	〒399-0712 塩尻町427番地（塩尻東小学校内） higasijidou@city.shiojiri.lg.jp	塩尻東小学校
宗賀児童館 (宗賀児童クラブ)	(0263) 52-7817	〒399-6461 宗賀2646番地（宗賀小学校内） sougajidou@city.shiojiri.lg.jp	宗賀小学校
大門児童館 (大門児童クラブ)	(0263) 53-2322	〒399-0732 大門五番町4番21号 daijidou@city.shiojiri.lg.jp	塩尻西小学校
洗馬児童館 (洗馬児童クラブ)	(0263) 52-8088	〒399-6462 洗馬2713番地1 sebajidou@city.shiojiri.lg.jp	洗馬小学校
片丘児童館 (片丘児童クラブ)	(0263) 53-5486	〒399-0711 片丘5366番地（片丘小学校内） katajidou@city.shiojiri.lg.jp	片丘小学校
木曽檜川小学校 放課後児童教室	(0264) 34-2001 内線 5391	〒399-6302 木曽平沢1451番地138	檜川小中学校



15 児童館について

児童館は、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。市内に居住している0歳から18歳までの方ならどなたでも利用できます。

ただし、同じ場所で『児童クラブ・放課後キッズクラブ』を運営していることから、小学校の下校後及び学校休業日は、児童クラブ等に登録されている小学生が大勢利用しますので、趣旨をご理解いただき、ご利用いただきますようお願いいたします。

児童館

利 用 時 間

平日・・・・・・・・・・午前10時から午後6時まで
土曜日・学校休業日・・・午前8時30分から午後6時まで
日曜日・祝日（塩尻児童館のみ開館）
・・・・・・・・午前8時30分から午後6時まで

終了時刻は午後6時までですが、帰宅時間は各学校のきまりに従って帰宅してください。

休 館 日

塩尻児童館・・・・・・・・火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）
年末年始、その他必要があると認めた日
その他の児童館・・・・・・日曜日、祝日、年末年始、その他必要があると認めた日

利 用 料

無料（ただし、行事内容によっては費用の一部負担をお願いすることがあります。）

※就学前のお子さんと保護者、子育てサークルなどが集い合える場として自由に利用できます。
ただし、小学校の学校休業日にご利用する場合は、児童館とご相談ください。

児童館利用の決まり

◎児童館は、保護者の承諾と責任のもと、利用していただきます。

◎初めて児童館利用をする際は、利用カードを記入していただく必要があります。

◎平日下校後、一旦帰宅し、鞆を置いてから来館してください。学校から直接来ることはできません。

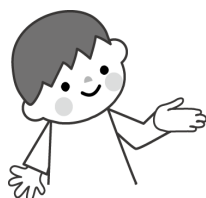
◎児童館利用の児童は、館内で食事・間食ができません。

◎緊急時（けが等）は、事前にお知らせいただいている保護者に連絡を入れさせていただきますので、対応をお願いいたします。

◎自然災害・集団感染症発生時の対応につきましては、**8ページ**を参照してください。

◎児童館の施設、設備、備品等を破損した場合は、弁償していただきます。

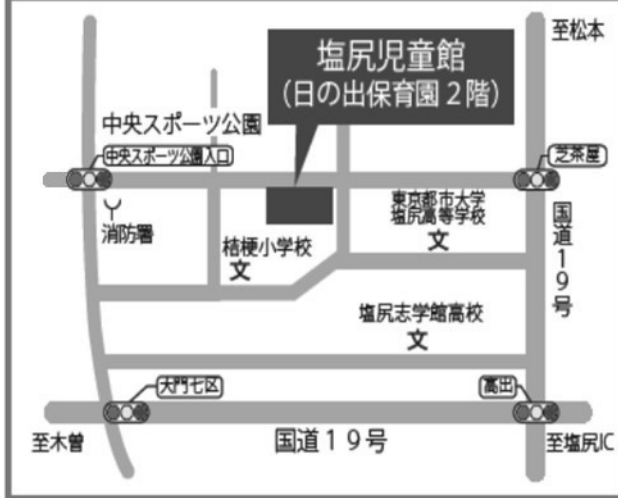
◎児童館の施設、設備、備品等の破壊行為、他の児童への頻繁な危険行為や迷惑行為等、集団生活に適さない場合は、利用をお断りさせていただきます。



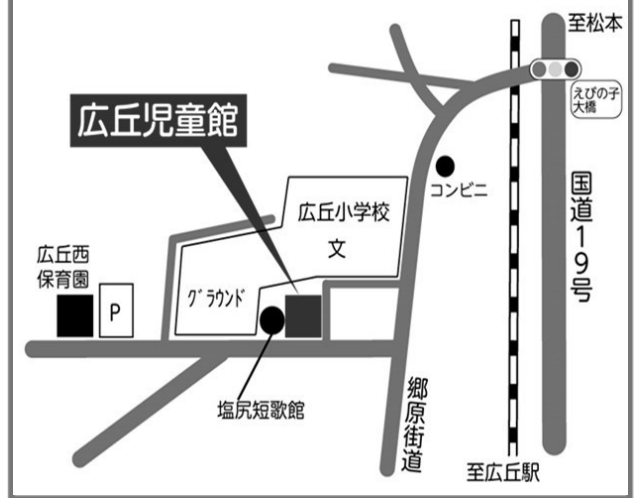
決まりと約束を守って遊んでね！

16 児童館の案内図

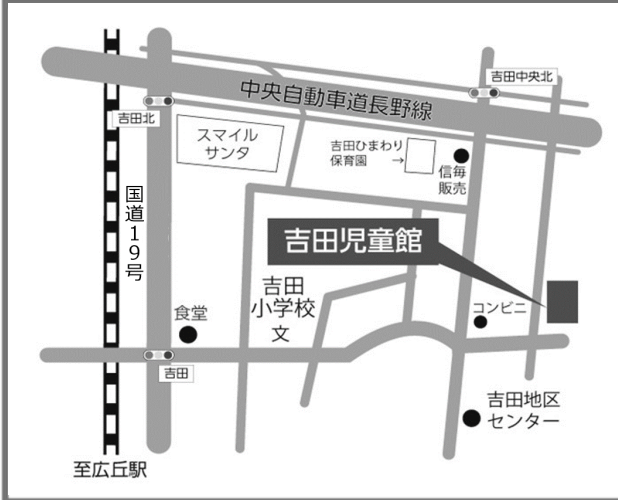
塩尻児童館



広丘児童館



吉田児童館



吉田児童館分館



塩尻東児童館



宗賀児童館



大門児童館



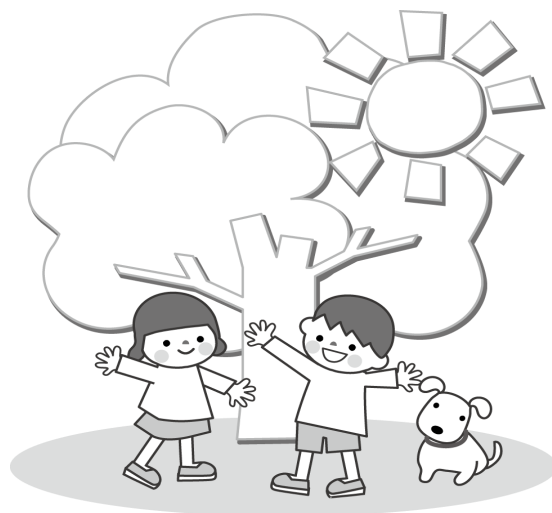
洗馬児童館



片丘児童館



木曽檜川小学校 放課後児童教室



MEMO





児童館・児童クラブ・放課後児童教室に関するお問い合わせ先

塩尻市こども教育部学校教育課学校運営係（塩尻総合文化センター1階）

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL：（0263）52-0280 （内線3116・3117）